

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第52号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「又は指揮艇」を「、指揮艇又は航空機」に改め、同条第 3 項第 3 号中「510 円」の次に「（消防局消防航空隊に勤務する消防吏員が当該業務に従事したときは 210 円）」を加える。

第11条第 8 項第 1 号中「（業務に従事した時間が 1 日において 3 時間50分以下であるときは 1,500 円）」を削る。

第21条第 1 項中「（特別養護老人ホームに限る。）の施設棟 4 階」及び「課長補佐（介護統括）、」を削る。

第24条第 1 項第 9 号中「児童福祉センター（中央療育センターみどり学園に限る。）」を「児童福祉センター中央療育センター」に、「指導若しくは保護」を「看護、指導若しくは訓練」に、「指導、訓練若しくは保護を行う園長（西部地域療育センターにあつては、所長補佐（通所支援））」を「看護、指

導若しくは訓練を行う所長補佐」に改め、同項第10号及び第11号を次のように改める。

(10)及び(11) 削除

第24条第2項を削り、同条第3項中「（特別養護老人ホームに限る。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、同条第5項第3号中「診療、相談、看護若しくは指導」を「相談若しくは診療」に改め、同項第4号中「所長補佐（発達障害者支援）、」を削り、同項第5号中「、看護若しくは指導」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、同条第7項中「第5項」を「第4項」に、「第4項第2号」を「第3項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、同条第10項第9号中「から第11号まで」を削り、同項第11号から第21号までを次のように改める。

(11)から(21)まで 削除

第24条第10項第22号中「第3項」を「第2項」に改め、同項第25号中「第4項第1号」を「第3項第1号」に改め、同項第26号中「第4項第2号」を「第3項第2号」に改め、同項第27号中「第4項第3号」を「第3項第3号」に改め、同項第29号中「第5項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項第30号中「第5項第2号」を「第4項第2号」に改め、同項第31号中「第5項第3号」を「第4項第3号」に改め、同項第32号中「第5項第6号」を「第4項第6号」に改め、同項第33号中「第5項第7号」を「第4項第7号」に改め、同項第35号中「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「、第3項」を削り、「第5項第2号」を「第4項第2号」に改め、「（特別養護老人ホームに限る。）の施設棟4階」及び「、第14号」を削り、同項を同条第10項とし、同条第12項第1号中「第10項第5号」を「第9項第5号」に改め、同項第3号及び第4号中「第10項第8号」を「第9項第8号」に改め、同項第5号中「第10項第10号」を「第9項第10号」に改め、同項第6号から第11号までを次のように改める。

(6) から(11)まで 削除

第24条第12項第12号中「第3項」を「第2項」に、「第10項第22号」を「第9項第22号」に改め、同項第14号中「第5項第2号」を「第4項第2号」に、

「第10項第30号」を「第9項第30号」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第13項を第12項とし、同条第14項中「、第3項」を削り、「第4項第2号、第5項第2号」を「第3項第2号、第4項第2号」に、「第9項各号」を「第8項各号」に改め、同項を同条第13項とする。

第27条第1号を削り、同条第2号中「医師等」を「条例別表第5 1 医療職給料表(1)の適用を受ける医師又は歯科医師（以下この条において「医師等」という。）」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「中央看護専門学校又は」及び「消防学校にあっては、」を削り、同号を同条第2号とする。

第30条第3項中「掲げる業務」の次に「（傷病者等の緊急収容の業務のうち総務局長が定めるものを除く。）」を加える。

第34条中「、第11条第8項第1号の規定の適用を受ける場合を除き」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。